令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

新轄税務署長	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又 は 居 所
給与の支払者の 税務署長 所 在 地 (住 所)	
保険会社等 保険等の $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Q}_{\mathbb{Z}}}$ 保険等の 保険 金 等 の $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}$ 保険 等 の $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}$ の 氏名 $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}$ の 氏名 $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}$ の 氏名 $_{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}^{\mathbb{Z}_{\mathbb{Z}}}$	なたが本年中に支払った 験科等の金類(分配を受け) 給 与 の 職利金等の控除後の金額) 支払者の 確 認 (a) 保 険 等 の 保 険 等 の 規 地震保険料 かたが本年中に支払った の 名 称 種類(目的) 期 間 保険等の対象となった家屋 損害保険料 かたが本年中に支払った 保 険 等 の 対象となった家屋 損害保険料 かんだが本年中に支払った 会 対 立は旧長期に係る金額(分配を受けた制 を に居住又は家財を利用区 して いる 者 等 の 氏 名
新・旧 (a)	
一 (a) 新・旧 (a)	LI F HI
が の 生	
命 保	
(a)のうち新保険料 A Aの金額を下の計算式 I (新保険 I (最高40,000円) 計 (① + ((最高40,000円)
料 H H (a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 B Bの金額を下の計算式II(旧保験 料等用)に当てはめて計算した金額 ②と③のいつかったさいを 円	金額 円
介 護 医	1) (最高50,000円)
療保 (a)	社 社会保険 保険料支払先 保険料を負担することにあなたが本年中に支め の種類 の 名 称 なっている人の氏名払った保険料の金額
(a)の金額の合計額 C (a)の金額の合計額 C (a)の金額の合計額 C	
個 大払開始日 ・ ・ 新・旧 (a) 新・旧 (a)	
年	が 新 新 あなたが本年中に支
大	模
料 (a)のうち旧保険料 (最高50,000円) (表面50,000円) (表面	
計算式 I (新保険料等用)※ 計算式 II (旧保険料等用)※	生命保険料控除領域 2 m 企
A、C又はDの金額 控除額の計算式 B又はEの金額 控除額の計算式 20,000円以下 A、C又はDの全額 25,000円以下 B又はEの全額 20,001円から40,000円まで (A、C又はD)×1/2+10,000円 25,001円から50,000円まで (B又はE)×1/2+12,500	(最高120,000円)
40,001円から80,000円まで (A、C又はD)×1/4+20,000円 50,001円から100,000円まで (B又はE)×1/4+25,000	

[※] 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

証
明
書
類
の
添
付
筃
所

生

命

保

険

料

で明 に書 出の ですることを を条件として て控除の %を受けることが?のために添付がで がで で きは 令 和8年2月

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

控除の対象となる保険料の範囲等

生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等 (年金を給付する定めのあるものを含みます。)、あるいは疾病若しくは 身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金 が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険 料や掛金をいいます。

なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締 結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行 した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料 の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。

	契約締結日		
	平成 23 年 12 月 31 日	平成 24 年 1 月 1 日	
	以前 (旧保険料等)	以後(新保険料等)	
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	
介護医療保険料	_	介護医療保険料	
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	

- (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険 料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基 づき算出した各控除額を合計した金額(最高 120,000 円)とな ります。
 - 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新 旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等か に応じて、いずれか一方を○で囲んでください。
 - 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる 保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てを あなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りま <u>す。</u>

また、「個人年金保険料 | の対象となる保険契約等は、その契 約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存し ている場合には、そのいずれかとするものに限ります。

添付書類(※) 生命保険会社等が発行した 証明書類

なお、一般の生命保険料のう ち旧生命保険料にあっては一 契約の保険料 (分配を受けた剰 余金、割戻金を差し引いた残 額) が 9.000 円を超えるものに ついて、また、旧生命保険料以 外の保険料にあっては金額の 多少にかかわらず全てのもの について必要です。

また、勤務先を対象とする団 体特約により払い込んだ生命 保険料については、この申告書 に記載した「あなたが本年中に 支払った保険料等の金額」、「保 険金等の受取人 | などに誤りが ないことについて、勤務先の代 表者又はその代理人の確認を 受けたときは、証明書類を添付 する必要はありません。

損害保険会社等が発行した 証明書類

なお、保険料の金額の多少に かかわらず全てのものについ て必要です。

また、団体特約により損害保 険料を払い込んだ場合の取扱 いは、生命保険料と同様です。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生 計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これ らの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震 若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、 損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます。)によ りこれらの資産について生じた損失の額を塡補する保険金又は共済金が 支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料 や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」とい います。)をいいます。

また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(注 1) に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期 損害保険料 | といいます。) については、地震保険料控除の対象とするこ とができます。

ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金 が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分 にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当 ★ するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額 については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認して ください。

	控除の対象となる保険料の範囲等	添 付 書 類(※)
地震保険料等社会	(注) 1 平成18 年度の税制改正前の所得税法第 77 条第1 項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が 10 年以上のものであり、かつ、平成 19 年 1 月 1 日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成 19 年 1 月 1 日以後であるものを除きます。 2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。 あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や制員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料)	を記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類 ⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。
会 保 険 料	医療制度の保険料) ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など (注)1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます。)のものを含めていないかご確認ください。	
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種 共済契約を除きます。)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤 整備機構や国民年金基金連合 会、地方公共団体が発行した証 明書類 なお、掛金の金額の多少にか かわらず全てのものについて 必要です。

※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控 除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法 により給与の支払者に提供することができます。